

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第8号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月21日 05時30分ごろ	
発生場所	三重県志摩市安乗埼灯台から真方位085° 7.9海里付近 (概位 北緯34° 22.6′ 東経137° 04.0′)	
事故等調査の経過	平成22年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{だいゆう} 大雄丸、14トン AC2-5151（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{あいしん} 愛進丸、8.5トン AC2-3529（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首外板の凹損 B 船首端の損壊	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、遠州灘において約5.5ノット(kn)の速力で北進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、約13.0knの速力で南南東進中、平成22年1月21日05時30分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視程 約1km 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長Aは、船橋を無人とし、魚の仕分けを行っていて衝突するまでB船に気付かなかった。 船長Bは、衝突するまでA船に気付かなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、安乗埼灯台東方沖を北進中、船長Aが、船橋を無人として魚の仕分けを行い、見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、安乗埼灯台東方沖を南南東進中、船長Bが、見張りを行っていなかったため、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、安乗埼灯台東方沖において、A船が北進中、B船が南南東進中、両船が、見張りを行っていなかったため、互いの存在に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	